

令和 7 年度第 5 回高田区地域協議会 次 第

日時：令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 6 時 30 分～

会場：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

1 開会

2 自主的な審議

(1)今後の活動について

3 事務連絡

4 閉会

【次回協議会 10 月 27 日（月）午後 6 時 30 分～：高田城址公園オーレンプラザ】

【次々回協議会 11 月 17 日（月）午後 6 時 30 分～：高田城址公園オーレンプラザ】

高田区地域協議会の今後の活動について(案)

第4回地域協議会で委員から提案のあった課題等について、正副会長と事務局では「地域協議会自体が関与することができるかどうか」¹を基準に、活動の候補を3つに絞った。

1 高田祇園祭を維持・発展させていくための方策の検討

関係町内会などの関係団体との話し合いにより、現状や問題点を把握し、開催規模の維持・発展に向けた方策を検討する。²

2 高田の歴史遺産を活かしたにぎわいの創出の検討

雁木町家の街なみ(大町5丁目・南本町3丁目)、旧師団長官舎、高田城址公園や寺町寺院群などを活かし、高田ににぎわいをもたらす方策を検討する。

3 地域でのつながりをつくるための検討

■「地域による子育て世代のサポート」と「子育て世代の地域への参加」は、双方向の関係があると考えられる。このため、子育て世代の町内会等の地域への参加をどのように促進していくかを検討する必要があると考える。

■地縁の身近な関係性が薄れている中で、地域の「共助」の体制づくりを進め、高齢者などの災害弱者のサポートするための助け合える関係づくりをどのように強化していくかを検討する。

＜その他の対応＞

(1)災害時の避難場所の開設・運営に係る問題点については、協議会の場で懸案事項を検討し、事務局を通じて市担当課に文書等で照会する。

(2)稲田橋付近の関川河床の土砂の状況や対応については、事務局から市担当課に、文書でこの問題を関係機関に照会することを依頼する。

¹ 「できるかどうか」の判断は、「①関係条例等で、地域協議会の業務、役割等と規定されているか」、そして、「②地域協議会が行うことができる経験がある人的資源を有するか。」による。

² 「直江津・高田祇園祭の御旅所行事と屋台巡行」は、平成29年3月に新潟県無形民俗文化財に指定された。